

法務省「養育費不払い解消に向けた検討会議」

第3回 議事要旨

1 日 時 令和2年7月31日（金） 13時～15時

2 場 所 法務省大会議室（一部の参加者はウェブ会議により実施）

3 出席者

（議長）熊 谷 信太郎（弁護士）

（構成員）赤 石 千衣子（NPOしんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長）

石 田 京 子（早稲田大学大学院法務研究科教授）

大 森 三起子（弁護士）

兼 川 真 紀（弁護士）

杉 山 悦 子（一橋大学大学院法学研究科教授）

野 上 宏（東京都港区子ども家庭支援部子ども家庭課長）

【オブザーバー】

日本司法支援センター，公益社団法人家庭問題情報センター・養育費相談支援センター，厚生労働省，最高裁判所

【法務省関係部局】

司法法制部，民事局（事務局）

4 要 旨

（1）ひとり親支援団体からのヒアリング

一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会の海野恵美子理事長から，ひとり親支援の立場から見た養育費問題の課題等についてヒアリングを行った。

（2）養育費問題に知見のある法律家からのヒアリング

①家庭問題情報センター理事長の安倍嘉人弁護士，②前・日本弁護士連合会副会長の原田直子弁護士から，養育費問題に知見のある法律家の立場から見た養育費問題の課題等についてヒアリングを行った。

(3) 構成員との質疑応答・意見交換

出席した構成員から、ヒアリングを踏まえた質疑応答があり、意見交換が行われた（主な発言は5を参照）。

5 構成員からの主な発言等

- ・ ひとり親支援の立場からすると、養育費は、子どもの権利であることを皆が再認識する必要がある。そして、例えば結婚時に養育費等の取決め（婚姻契約）を行うことを推奨するなど、社会全体での意識改革や法的な整備が必要である。
- ・ 協議離婚届の提出の際、養育費に関する取決め欄にチェックのない人に向けた専門の相談機関を設けるべきである。
- ・ 離婚前の段階からの相談が増えている状況にあるので、弁護士による相談体制をより一層充実させる必要がある。
- ・ Q 我が国では、離婚時に、夫婦間で養育費の取決めに向けた話し合いができないのはなぜか。
A 一部には、円満に離婚できる夫婦もいるが、DVがあることや夫婦間で互いに感情的になるなどして、大多数は十分な話し合いができていないのが現状ではないか。
- ・ Q 養育費の取決めの際に裁判所の算定表を使う人も多いと思うが、金額についての不満は聞いたことがあるか。
A 金額についての不満は聞かない。
- ・ Q 夫婦の離婚後に、養育費を支払うべき相手方の再婚によって養育費の支払が止まってしまっている事例はあるか。
A 再婚により養育費を支払う余力がなくなり、養育費額の減免をすることになった事例もあると聞いている。
- ・ 法律家の立場から見て、離婚は、家族の解散であるのに、子どもの気持ちに脇に追いやられているように感じる。離婚については、親も子どもも当事者である、といった意識が欠けているのではないか。
- ・ 養育費について、金額だけでなく、その用途（進学先、習い事、塾等）を父母間で協議し、コンセンサスを作ることが大事である。そのような認識を持つよう働きかけを行うことができれば、支払う側のモチベーションも変わると思う。

- ・ 自治体窓口に、離婚問題を抱えた親がアクセスしやすい、ニーズに応じた相談体制を作ることが重要である。自治体において、弁護士や公証人、公認心理師等と接点を持ち、専門家と連携できるよう、国としての財政支援が必要である。

- ・ Q 生活状況が苦しく日々の生活に追われて養育費のことまで考えられない、といった母親が多い。親が子どものことを考える基盤は、どのように作ることができるか。

A 親が子どものことを考える余裕がないという現状は同感である。社会全体で、離婚の子どもへの影響について考えられるよう、例えば学校の教育段階で教育することとしてはどうか。

- ・ Q 裁判所の手続とは異なり、協議離婚では、子どもの意見を聞くのが難しいと感じている。子どもの意見は、どのようにしたら反映されるようになるか。

A 難しい問題で、すぐに名案はない。窓口相談では、対応者と相談者で1対1になってしまい、相手方とコンタクトがとれない。また、相談段階から合意形成段階になると、調整役を誰が担うのかという問題がある。例えば、公証人が積極的に関与して、子どもを含む三者が公証人役場で同席して、早い段階で話をする場面を作ることができれば、とも思う。

- ・ Q 裁判所が、養育費の合意確保について期待される機能を果たしていないのではないか。夫婦間の合意書を持っていけば裁判所で内容の適正を確認して債務名義化する、簡易に調停成立させる、といった関与を進めていくべきではないのか。

A 一般論として、調停に代わる審判を活用する余地があり得るかもしれない。

- ・ 現行法では、未成年者や未成熟子の扶養義務に特化した民法の規定がない。非監護親の義務や子の扶養請求権といった規定もない。明確な立法措置が求められる。

- ・ 弁護士の立場から見て、自治体の窓口での相談支援を強化するため、自治体内弁護士の活用、弁護士会と連携した養育費に特化した相談体制や公正証書作成支援を充実させることが考えられる。

- ・ 自治体の専門相談員の養成・研修に、講師として弁護士を活用する方法が考えられる。自治体において、ひとり親を含む各当事者の状況に応じた継続的な相談体制を確立していくことが望ましい。

- ・ 現在でも、市役所等で、一般的な無料法律相談をしているが、弁護士会への要望があれば、週1回、養育費に詳しい弁護士を派遣するようなことも実施することができる。
- ・ 弁護士会の中は、日弁連の研修を受けた弁護士を養育費相談に派遣させる取組もある。一例として、福岡県弁護士会の養育費相談も、研修受講を登録要件としている。
- ・ 公表されている養育費算定表を使うなどして、様々なケースに対応できる専門相談員を確保・要請することが必要である。また、利便性確保のためには、現在の算定表のみでなく、様々な場合や条件に対応できる機能を備え、養育費を自動的に計算できるソフトを提供してほしい。
- ・ 新たな制度として、離婚する夫婦には、離婚届を提出する際、子の養育に関する合意書も提出させることとし、不履行があった場合には、裁判所に合意書を提出すれば、裁判所は無審尋で直ちに支払命令を出すことができる、というような迅速・強力な制度も検討してはどうか。
- ・ 養育費問題について、法テラスにおける無料法律相談要件の緩和や、弁護士による代理支援の場合の報酬免除というような仕組みの導入を検討してほしい。
- ・ 養育費の不払いがあった場合に、義務者の給料から養育費を天引きするようなことはできないか。例えば、給与明細書の控除内容として養育費の項目があるだけでも、国民の間で、養育費は支払われるべきとの意識が向上する。
- ・ 養育費の支払を確保するため、公正証書や調停調書に支払先となる預金口座を記載し、権利者が金融機関に申し込むことで、義務者の預金口座から自動送金されるような方法が考えられないか。
- ・ 今般の民事執行法改正により、第三者からの情報取得の制度ができたが、弁護士を頼まずに本人が申立てをすることは難しいように思われる。まずは、改正法の運用を注視したい。
- ・ 最近の動きとして、養育費の保証ビジネスの動きが出てきているが、サービス内容によっては、更新料や保証期間の問題を含め、弁護士法72条、73条違反の懸念もあるので、慎重に注視したい。
- ・ Q 養育費の公的立替払いについて、立替払いを受けると児童扶養手当が減額される、というような考えが出てきかねないが、その点をどう考えているか。

A 現在も、養育費が支払われると、児童扶養手当計算の際に一部が収入

として算入され、生活保護認定との関係では養育費全額が算入されている。仮に、公的立替払いをするようになると、全額削除ではなく、同じような扱いになるのではないか。そのような取扱い是不合理とはいえないが、養育費を支払う側も受け取る側も、養育費を請求して支払うインセンティブが十分確保されるような制度にしてほしい。また、生活保護法７７条に基づき扶養義務者に対して求償することも考えられるのではないか。

- ・ Q 韓国の養育費履行管理院にあるようなワンストップで相談、合意、履行強制までできるような仕組みが日本にはない。仮に、法テラスにそのような機能を持たせることとした場合、法テラスの予算や人員の点で、どのような問題があると考えられるか。

A 法テラスの立場でないので一般論になるが、新規事業となるため、相当の予算が必要となるであろう。また、現在のスタッフ弁護士の数では対応できないのではないか。児童相談所への弁護士派遣制度で、弁護士会内で子どもの権利委員会のグループを作り、交代で関与するといった経験もあり、多様な連携方法が考えられる。

以 上